

議案第 8 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 25 年政令第 5 号）の施行に伴い、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策
を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年羽曳
野市条例第 430 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(羽曳野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市消防団員等公務災害補償条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 439 号)の一
部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に
改める。

(羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会条例(平成 18 年羽曳野市条例第
13 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び附則第 2 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律」に改める。

(羽曳野市障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例
の一部改正)

第 4 条 羽曳野市障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関す
る条例(平成 18 年羽曳野市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

題名中「羽曳野市障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律」に改める。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 77 条第 1 項第 1 号」を「第 77 条第 1 項第 3 号」に改め、

同項第 2 号中「第 77 条第 1 項第 2 号」を「第 77 条第 1 項第 6 号」に改め、同項第 3 号中「第 77 条第 1 項第 3 号」を「第 77 条第 1 項第 8 号」に改め、同項第 4 号中「第 77 条第 1 項第 4 号」を「第 77 条第 1 項第 9 号」に改める。

(羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和 46 年羽曳野市条例 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第 1 条第 3 号」を「第 1 条の 2 第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定(「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。)及び第 2 条の規定(「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。)は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。